様式第１号別紙１

移住支援補助金の交付申請に関する誓約事項

１　移住支援補助金に関する報告及び立ち入り調査について長崎県及び松浦市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、松浦市地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱第１２条の規定に基づき、移住支援補助金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援補助金の申請日から３年未満に松浦市以外の市区町村に転出した場合：全額

（３）移住支援補助金の申請から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援補助金の申請日から３年以上５年以内に松浦市以外の市区町村に転出した場合：半額